

# ソフトウェア・ライセンス使用許諾契約 ( 永久使用権用 )

## 第1条 ライセンスの対象

- 1.1 ライセンスの対象とは、セニット・ジャパン株式会社 ( 以下、CENITという。 ) により開発・製造されたソフトウェアおよびプログラム付帯の関連文書のことをいい、顧客がCENITより取引基本契約に従って永久使用権を付与されたものです。ソフトウェアの名称・構成・数量・期間はCENITから提供されるライセンス証書に表示されます。同時に納品された他の製造者のソフトウェア(他社ソフトウェア)に関しては、当該製造者のライセンス契約が適用されます。
- 1.2 ライセンス証書に特段の定めがない限りは、ソフトウェアはインターネットよりオブジェクトコードを利用してダウンロードし、顧客が自分自身で顧客のシステムにインストールする形でのみ提供されます。
- 1.3 ソフトウェアおよびプログラム付帯の関連文書は、著作権によって保護されています。CENITと顧客との関係において、ソフトウェアに関する権利は全てCENITが保有します。顧客の指示あるいは顧客の協力を得てソフトウェアが開発された場合も同様です。顧客は、本ソフトウェア・ライセンス契約に基づいて、永久的かつ非独占的な2.5項の条件を満たす場合にのみ譲渡可能なソフトウェア使用権を取得します。顧客には、ソフトウェアのソース・コードや開発に関する文書の引渡を請求する権利はありません。

## 第2条 ライセンスの使用範囲

- 2.1 顧客はライセンスの取得により、ソフトウェアをライセンス証書に定められている形で、顧客の営業目的のために使用する権利が与えられます。使用形態は下記の3つの中から選択されます。
  - 顧客はライセンス証書に記されているユーザーの人数分の使用権が与えられます。実際の使用ではなく使用権数 ( ネームド・ユーザー・ライセンス ) が基準となります。
  - 顧客はライセンス証書に記された数だけのソフトウェアへアクセスできる使用権 ( コンカレント・ユーザー・ライセンス ) が与えられます。
  - 顧客はライセンス証書に記されている数だけの端末に帰属する使用権が与えられます。使用権はユーザーにではなく、各端末に帰属します。( ノード・ロック・ライセンス )

使用とは、ソフトウェアのロード・表示・動作・送信および保存のことを言い、これらの行為がソフトウェアがインストールされている顧客のシステムにおいて本ソフトウェアの実行とデータ処理の目的で行われることをいいます。

- 2.2 顧客はソフトウェアのバックアップ用に複製を1本のみ作成する権利がありますが、バックアップにはオリジナルの表示（コピーライトも含めて）をつけなければなりません。バックアップ用の複製はCENITにより供給されたオリジナルが劣化あるいは紛失した場合にのみ利用できるものとします。バックアップ用の複製についても本ソフトウェア・ライセンス契約が適用されます。2.1に許された使用行為以外には顧客はCENITの書面による事前承諾がない限り、ソフトウェアあるいはプログラム関連文書を完全に、あるいは部分的にでも複製する権利はありません。
- 2.3 顧客には、会社以外の場合、あるいは会社での目的以外の目的のためにソフトウェアを使用することは禁じられています。また、会社に属さない第三者にソフトウェアへのアクセスを可能にしたり、2.5項以外のケースで第三者に、限定した期間内あるいは無期限でソフトウェアを使用させてはいけません。第三者の定義には、特段の明示的な取決めがない限り、顧客の海外支店や関連会社も含まれます。
- 2.4 CENITの承諾なくしてソフトウェアを加工、改変、改造したり、想定されているインターフェイス以外の接点で他のプログラムと繋げたり、逆コンパイル、ソフトウェアのソースコードやソフトウェアの識別のために付けられた標示を消去したり、回避したり、変更したり、あるいは、ソフトウェアやプログラム関連文書に表示されている製造者、著作権（コピーライト）その他のCENITの隣接著作権を消去する権利はありません。顧客の持つ法的な対抗権にはなんら影響はありません。
- 2.5 顧客はソフトウェアを権利後継会社1社に対して無期限に一括してライセンスをこのソフトウェア・ライセンス契約に基づいて譲渡することができます。その場合、顧客がソフトウェアの複製あるいはプログラム関連文書を部分的にであっても、保持してはいけませんし、いかなる方法でも継続してソフトウェアを使用をしてはいけません。法人ライセンス、パッケージライセンスあるいはポリュームライセンスをご購入いただいた場合でもライセンスを譲渡する場合は一括して権利後継会社1社にのみ譲渡できるものとします。ライセンスを分割し、ライセンスを部分的に1社あるいは複数の後継会社に譲渡する場合は、CENITの書面による事前承諾を必要とし、適切なライセンス料金が請求されることもあります。どの場合でも、ソフトウェアの使用権は、顧客とソフトウェアの権利後継社が署名したライセンス証書と本ソフトウェア・ライセンス契約のコピーがCENITに受理された時点で始まります。その際、権利後継社の会社名と所在地が明確に記されていなければなりません。それに加え、顧客は、CENITに対して、顧客の手元にある全てのソフトウェアの複製と関連プログラム文書を消去したこと、あるいは違う形で使用不可能にしたことを文書で保証する必要があります。顧客とCENITとの関係では、ライセンスの書き換えにかかる費用を顧客が負担します。

### 第3条 ライセンスの有効期限

- 3.1 ライセンスはライセンス証書に記された日付をもって有効となり、永久的に有効となります。両契約当事者ともこのライセンスを通常解約することはできません。
- 3.2 重大な事由に基づくライセンスの非常解約権は留保されます。非常解約権を成立させる重大な事由とは、顧客が2. に記されているライセンス条件に故意・過失をもって大幅に違反した場合に発生します。この場合、顧客にはソフトウェアのライセンス付与にかかっ

た費用の還付を請求する権利はありません。また、CENITがその他の損害賠償を請求する権利は留保されます。

- 3.3 ライセンスの有効期限が終了した時点で顧客のソフトウェア使用权は消滅します。顧客は、顧客のシステムにインストールされた全てのソフトウェアの複製、その他の記憶媒体からソフトウェアを消去し、付与されたプログラム関連文書を消滅させる義務があります。顧客は、ソフトウェアが完全に消去されたことをCENITに対して書面で保証し、CENITから要求があれば適した形で証明する義務があります。

#### 第4条 ライセンス料

- 4.1 ソフトウェアライセンスの付与と使用にかかる料金は取り決められたソフトウェアの使用形態によって定められ、他に特段の定めがない限り、料金はライセンスの開始時点で一括ライセンス料 ( Primary License Charge PLC ) として支払われます。
- 4.2 顧客がソフトウェアの定期的なメンテナンスを希望する場合、CENITはソフトウェア・メンテナンス契約の締結を提供します。メンテナンス契約はライセンス契約と同時に締結する必要があります。メンテナンス契約を後から締結する場合は、その契約締結時の最新ソフトウェア・ライセンスを再購入する必要があります。ソフトウェアのメンテナンス料金 ( アニュアル・メンテナンス・チャージAMC ) は年間単位で支払われます。メンテナンス料金は、ライセンスの開始時を初回として、1年毎に契約が更新される度に請求されます。顧客による期日を遵守したメンテナンス料金の支払いが各年のメンテナンスサービスを提供するための前提となります。
- 4.3 顧客は、ソフトウェアの使用形態が変化した場合、特に2.1に挙げられるネームド・ユーザー、あるいはコンカレント・ユーザーまたはライセンスを受けている端末 ( ノード・ロック・ライセンスの場合 ) の数が変化した場合、即時CENITにその旨を伝える義務があります。CENITは随時、現行の使用形態の検査をする権利があり、そのために使用形態を自動的に検査するシステムをインストールする権利があります。ソフトウェアの使用形態の変化によりソフトウェア使用料とメンテナンスサービス料に調整が必要となる場合は、顧客は変更のあった時点に遡って加算されるライセンス料及びメンテナンス料をその時に有効なCENITの料金表を基準に支払う義務があります。

#### 第5条 監査権、報告義務、

- 5.1 顧客には本契約の規定に従ってソフトウェアが使用されていることを確認できるよう、関連文書を完全かつ正確に管理する義務があります。CENITにはライセンス契約の規定が遵守されているかどうかを顧客に報告書を求めること、あるいは、顧客の敷地内において独立した監査官による監査を行う権利があります。CENITは、この目的のために守秘義務に服する独立監査官に監査を委任します。
- 5.2 独立監査官によって行われる現地監査は最短 30 日前に顧客に通知され、顧客の通常の営業時間内で、顧客の普段の営業を不当に差し支えない形で行われます。顧客は、適切な範囲内で独立監査官が監査のために必要とする情報を全て即時に提供し、当社のソフトウェアが実行されているシステムに直接アクセスできる措置を取る義務があります。

- 5.3 他を選択肢として、CENIT は顧客に CENIT によって作成された自己監査の報告書を受理より 2 週間以内に CENIT に返送するよう要請することもできます。 その場合でも CENIT は上記 5.2.の独立監査官による監査を実行する権利を留保します。
- 5.4 独立監査官による監査あるいは自己監査によって、ライセンスの不法使用が発覚した場合、顧客には不法使用を始めた時点に遡及してライセンスおよびメンテナンス料金を支払う義務が生じます。その際、料金の基準となるのは追加請求時に有効な CENIT の料金表です。また、ライセンス料およびメンテナンス料金に加えて法定遅延利息を不法使用開始の時点に遡って支払う義務が生じます。 5%を越す誤差が出ない限り、CENIT が監査費用を負担します。それ以外の場合は、顧客が監査委任のために生じた費用を含む監査費用を負担します。

## 第6条 その他の規定

- 6.1 顧客にCENITから別途、あるいはメンテナンス契約の一環で給付される新規バージョン（アップデート）やソフトウェアの拡張版（アップグレード）にもこのソフトウェア・ライセンス契約は適用されます。但し、新規バージョンやアップグレードが給付される時点で特段の取決めがなされた場合は違います。
- 6.2 このソフトウェア・ライセンス契約に特段の規定がない限り、ソフトウェアの使用に関しては、CENIT社の取引基本契約が適用されます。

**本契約条項は以上の通り**

\*\*\*\*\*